平成２８年（フ）第１１５２号
さいたま市緑区大字大門943番地１　コリーヌ202号、旧住所埼玉県川口市大字里936番地の１　シャルマンコーポ鳩ヶ谷702号
債務者　吉田　育子
１　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９２号
さいたま市浦和区北浦和２丁目３番２号
債務者　高木　　彩
１　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４２０号
埼玉県草加市谷塚町731番地１　グリーンアベニュー谷塚１号棟1402号室
債務者　渡邊　義彦
１　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月21日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４５６号
埼玉県越谷市千間台西５丁目25番地45
債務者　舟漁こと　蓑輪隆之輔
１　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月21日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１００号
千葉県銚子市本町1851番地
債務者　石毛　正人
１　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１３３号
香川県高松市亀水町232番地２、住民票上の住所香川県高松市亀水町253番地１
債務者　谷澤千津惠（旧姓吉田）
１　決定年月日時　平成28年９月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７４号
香川県高松市香川町川内原574番地66
債務者　秋山　由美（旧姓辻田）
１　決定年月日時　平成28年９月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８９号
香川県綾歌郡綾川町滝宮3023番地12
債務者　松野　明美（旧姓太田）
１　決定年月日時　平成28年９月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１５号
北海道帯広市西６条南31丁目３番地　スマイル６・３－Ｆ号室
債務者　熊代亜由美
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１９６号
岩手県岩手郡岩手町大字川口第50地割６番地２
債務者　滝本　公生
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２０４号
岩手県奥州市水沢区上姉体１丁目７番地８
債務者　熊谷公次郎
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２０９号
岩手県紫波郡紫波町片寄字沢崎42番地１
債務者　鈴木　紀子
１　決定年月日時　平成28年９月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１３３号
茨城県水戸市見和１丁目336番地の９　ピアヒルズ桜ヶ丘Ｃ棟105号
債務者　滝川　　渉
１　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２２３号
茨城県水戸市見川町2563番地　市営緑岡第１住宅３棟405号
債務者　鈴木ひで子
１　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２４０号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町684番地　秋山ビル301号室
債務者　北村　康隆
１　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１０９号
群馬県館林市下早川田町821番地の１
債務者　鴇崎　忠弘
１　決定年月日時　平成28年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１１０号
群馬県館林市下早川田町821番地の１
債務者　鴇崎　美幸
１　決定年月日時　平成28年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２０４号
香川県高松市松縄町1016番地５
債務者　谷　喜代子（旧姓新川）
１　決定年月日時　平成28年９月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで高松地方裁判所民事部破産・再生係